

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号
5K6Z13C00560	5L6B1A10019 0001		
品名 または 件名			
組み立て式UAVの汎用規格検討等に関する概念実証業務委託			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数 量	単位	銘 柄	使用 期 限 等
1.00	ST		
納地または工事場所		引 渡 場 所	
現地			
搬 入 場 所		納 期 または 工 期	
		令和7年12月26日（金）	

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年9月5日（金）10時30分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

仕様書2. 5. 1 契約相手方の要件に示す条件を満たしていることを確認できる書類を令和7年9月2日
 17時00分までに下記へ提出するものとする。

提出先：陸上幕僚監部防衛部防衛課 佐藤（TEL：03-3268-3111 内線40508）

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
 契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和０７・０８・０９年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日１７時００分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はＦＡＸ可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先
- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 中央会計隊契約科第３班 伊藤 | (TEL : 03-3268-3111内線47555) |
| | (FAX : 03-5269-5135(直通)) |
| 仕様書に関する問い合わせ先 | |
| 陸上幕僚監部防衛部防衛課 佐藤 | (TEL : 03-3268-3111内線40508) |

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
組み立て式UAVの汎用規格検討等に関する概念 実証業務委託		陸幕防衛 1	
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和 7 年	7 月 1 0 日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部防衛部防衛課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する組み立て式UAVの量産化に向けた概念実証業務委託について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 UAV

Unmanned Aerial Vehicleの略。人間が搭乗せず、自動的又は遠隔的に運用される航空機のことをいう。

1.2.2 組み立て式UAV

UAVの構成部品が組部品として構成されており、少ない組部品数及び少ない工数で機体の組み立て、破損部品等の交換、搭載物の交換が可能となるよう設計されたUAVをいう。

1.2.3 FPV

First Person Viewの略。UAVの飛行用カメラから取得された映像を、操縦者が手元のモニターやゴーグルを通じリアルタイムで確認して飛行する方式をいう。

1.2.4 概念実証

新たな装備品等の実現性の検証を行うため、実証等を通じて部隊等の使用に供する場合の課題等を検討するとともに、課題の対処要領や、対処に要する期間、コスト、リスク等を整理するための行為をいう。

1.2.5 組立検証

概念実証における実証等の一部であり、企業等が保有する器材等を活用して実施するUAVの組立作業を伴う検証をいう。

1.2.6 飛行検証

概念実証における実証等の一部であり、企業等が保有する器材等を活用して実施するUAVの飛行を伴う検証をいう。

1.2.7 ドローンポート

UAVを収納する形の離着陸場所であり、遠隔操縦による自動化を目的に開発された専用の施設や機器をいう。

1.2.8 マルチロータ

揚力を発生するロータを3枚以上有することをいう。

1.2.9 MH

ManHourの略。人時。仕事を一人で全て行ったと仮定した場合の作業時間を表す単位のことをいう。

1.2.10 EO/IR

ElectronicOptics/InfraRedの略。光波装置をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとし、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める事項と相違する場合には、この仕様書が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）
（防装庁（事）第3号（31.1.9））

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装武第188号。31.1.9）

1.3.2 関連文書

関連文書は、次による。

航空法（昭和27年法律第231号）

電波法（昭和25年法律第131号）

著作権法（昭和45年法律第48号）

陸上自衛隊整備規則〔陸上自衛隊達第71-4号（52.12.24）〕

陸上自衛隊補給管理規則〔陸上自衛隊達第71-5号（19.1.9）〕

陸上自衛隊の航空機及び装備品等の取扱書に関する達〔陸上自衛隊達第71-7号（51.10.13）〕

先端民生技術の導入及びその早期装備化のための取組の試行について（通達）（令和5年防整計（事）第324号）

電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）

無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）

2 本業務委託に関する要求

2.1 全般事項

組み立て式UAVの量産化に向けた概念実証を実施する。附属書Cに示す各種検討を実施し、その成果を踏まえて附属書Aに示す機能及び性能を持つ機体を試作し、実機検証を実施する。

2.2 一般的要求事項

一般的要求事項は次による。

a) UAVの部品及び材料は民生品が多く販売されているものの、海外企業により開発・製造されて

いるものが主流となっているため、導入時のサプライチェーン・リスクの回避のためには国産品の量産化に向けた検討が必要である。また、量産時における特定企業の製造能力に起因するボトルネックの回避及び組部品の交換による簡易な性能向上のためには、汎用規格の設定による企業間の部品の共通化に関する検討が必要である。加えて、近年の急速に進展するUAV関連技術及び自衛隊のニーズを迅速に組み立て式UAVに取り込むためのアジャイルな性能改善要領の検討、UAVの野外運用を支えるドローンポート等の検討等の各種検討を行い、将来的な自衛隊での運用、企業による製造等の実施可否を判断するための資を得る。

この際、机上検討に加え、簡易な組み立て式UAVの試作機体の設計、製造、組立検証及び飛行検証を含めた実機検証を通し、概念実証の内容を深化する。

- b) 附属書Cに示す各種検討を実施するとともに、企業が有する技術等を活用した附属書Aに示す機能及び性能を持つUAVの試作機体を用いた実機検証を実施し、その成果をもって自衛隊における使用に供しうる組み立て式UAVの市販化について検討する。また、附属書Bに示す技術資料等に関する調査を併せて実施する。
- c) 本業務委託は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（31.3.29）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（31.3.29）”に基づき、将来的な量産時の製造のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクを考慮した上で実施する。
- d) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.3 設計要件

2.3.1 構成

構成は、表1による。

表1－構成

品名	数量	注記
機体	1	電動マルチロータ形式の無人機であること。
操縦機構	1	個人携行型の操作装置及び映像受信・表示装置（モニタ又はゴーグル）
設定用端末	1	ノートPC

2.3.2 部品・材料

部品・材料は、次による。

- a) 部品及び材料は、規格品又は同等品とする。
- b) 部品及び材料には民生品の活用を考慮し、コストの低減を図らなければならない。
- c) 部品及び材料は、努めて国産品を活用するとともに附属書Cに示す構成品内訳等に基づき明示する。

2.3.3 本装置の機能・性能

本装置の必須となる機能・性能は附属書Aによる。

2.4 本業務委託の内容

2.4.1 実施計画書

契約相手方は、本業務委託の実施に先立ち、契約締結後、速やかに次の事項を記載した実施計画書を

策定し、陸上幕僚監部防衛部防衛課（以下「陸幕防衛部防衛課」という。）の確認を受けるものとする。

- a) 実施体制
- b) 実施日程
- c) 実施要領
- d) 情報保全体制
- e) 品質管理体制
- f) その他

2.4.2 進捗管理環境の構築

契約相手方は、本業務委託の履行にあたり、社会情勢又は業務の効率化を図るため、電話会議等、必要な環境構築を実施するものとする。

2.4.3 本業務委託実施環境の準備、設置等

本業務委託の実施場所に、本業務委託に必要となる設備、ソフトウェア等を契約相手方の負担により導入し、本業務委託実施環境を準備するものとする。

2.5 要件等

2.5.1 契約相手方の要件

- a) 日本国内で事業の許可を取得しているものとする。
- b) 官側との調整を実施するものは日本語での対応を基準とし、対応が難しい場合は通訳を手配する。
- c) 品質マネジメントシステムの国際規格である ISO 9001 の認証を取得しているものとする。
- d) 無人航空機の型式認証にかかる制度における第一種型式認証又は第二種型式認証を取得した実績又は取得した無人航空機を製造した実績を有するものとする。
- e) UAV 部品の開発及び当該部品を複数他社に対し供給した実績を有するものとする。
- f) UAV の設計、開発、製造及び野外飛行試験といった一連の業務を実施できる自社設備を有するものとする。
- g) ドローンポートの開発実績を有するものとする。

2.5.2 組織に関する要件

契約相手方は、業務の過程において官から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとし、官の指示を受ける連携調整窓口等を整備することとし、これを変更する場合にば、事前に官と協議するものとする。

2.6 報告会等

- a) 報告会等は、表2による。
- b) 報告会等の実施は対面を基準とする。
- c) 成果報告会は契約相手方が準備した施設にて実施し、その際試作機体の組立作業及び実飛行の状況を展示説明する。細部については、陸幕防衛部防衛課と協議の上、決定する。

表2－報告会等

番号	名称	実施時期	内容 ^{a)}
1	実施計画説明会	契約後すみやかに。	契約相手方が作成した実施計画書について陸幕防衛部防衛課の確認を受け、提出する。
2	初期構想報告	契約締結後1ヶ月以内	初期構想として、附属書A、表A-1に示す機能及び性能を実現可能な機体の構想を記載した初期構想報告書を報告する。
3	官民調整会 (ミーティング)	月1回基準	検証の要領、進捗報告、課題状況、課題対応及び陸幕防衛部防衛課の確認を得る必要がある事項の調整を実施する。
4	中間報告会	令和7年10月(基準)	契約相手方が作成した中間報告書について陸幕防衛部防衛課が確認する。
5	成果報告会	令和7年12月(基準)	契約相手方が作成した成果報告書、試作機体(機体、操縦機構及び設定用端末)、成果物一覧表、ソフトウェアライセンス一覧、技術資料、各種検討資料、試作機体を用いた組立作業及び実飛行について陸幕防衛部防衛課が確認する。
注 a) 各報告後3日以内に議事録を提出するものとする。			

2.7 概念実証

概念実証は、次のとおり。

- a) 附属書Aを満足する機体の構想作成
- b) 附属書Cに示す各種検討
- c) b)の結果を努めて反映した附属書Aを満足する組み立て式UAVの設計、製造、飛行検証及び組立検証
- d) 成果報告書の作成

2.8 技術資料等の提出

契約相手方は、附属書B「技術資料等」に定める事項について官側の確認を受けた後、陸幕防衛部防衛課に提出する。

2.9 成果報告書

履行期間中の成果を記した報告書(中間報告を含む。)を作成し、陸幕防衛部防衛課の確認を受けるものとする。報告すべき内容の細部については附属書C「成果報告書作成要領」による。

2.10 その他の必要事項

- a) 官側施設で報告会等を実施する場合は、昼間0830～1715(1200～1300を除く)を基本とし、これによりがたい場合は事前に当該施設管理者や陸幕防衛部防衛課と調整する。
- b) 官側施設における車両の駐車場は、官側が提供するものとする。
- c) 細部については、陸幕防衛部防衛課との相互調整により実施するものとする。
- d) その他必要な事項は、陸幕防衛部防衛課が指示する。

3 納入物等

3.1 提出書類

提出書類は、表 3 による。

表 3—提出書類^{a)}

番号	提出物名	提出時期	提出先	部数 ^{b)}	記事
1	実施計画書	契約締結後速やかに。	陸幕防衛部防衛課	2	契約担当官等に写しを一部送付する。
2	初期構想報告書	契約締結後 1 か月以内	陸幕防衛部防衛課	2	様式適宜
3	議事録	報告会等実施後 3 日以内	陸幕防衛部防衛課	2	様式適宜
4	中間報告書	報告会実施後 2 週間以内	陸幕防衛部防衛課	2	様式適宜
5	成果物一覧表	契約納期まで。	陸幕防衛部防衛課	2	様式適宜
6	ソフトウェアライセンス一覧	契約納期まで。	陸幕防衛部防衛課	2	表 5
7	技術資料	契約納期まで。	陸幕防衛部防衛課	2	附属書 B
8	各種検討資料	契約納期まで。	陸幕防衛部防衛課	2	様式適宜

注 a) 電子媒体を利用しての提出は、努めて単一電子媒体によるものとし、電子媒体の返却は行わない。複数の電子媒体で提出する場合は、官と協議の上、了解を得るものとする。

注 b) 部数は紙媒体 1 部、電子データ 1 部提出を行う。
電子媒体で提出するときは、書類の電子データを直接 PDF に変換するものとし、印刷物の PDF 化は原則として認めないものとする。なお、図表については、CSV 形式又はスプレッドシート形式での電子データとする。また、図面等は努めて A 4 版又は A 3 版に縮小して、電子化するものとする。

3.2 納入物

納入物は、表 4 による。

表 4—納入物^{a)}

番号	提出物名	提出時期	提出先	部数 ^{b)}	記事
1	成果報告書	契約納期まで。	陸幕防衛部防衛課	2	附属書 C

注 a) 電子媒体を利用しての提出は、努めて単一電子媒体によるものとし、電子媒体の返却は行わない。複数の電子媒体で提出する場合は、官と協議の上、了解を得るものとする。

注 b) 部数は紙媒体 1 部、電子データ 1 部提出を行う。
電子媒体で提出するときは、書類の電子データを直接 PDF に変換するものとし、印刷物の PDF 化は原則として認めないものとする。なお、図表については、CSV 形式又はスプレッドシート形式での電子データとする。また、図面等は努めて A 4 版又は A 3 版に縮小して、電子化するものとする。

3.3 成果報告書の作成

成果報告書は、附属書 C「成果報告書作成要領」に基づき作成し、陸幕防衛部防衛課へ納入すること。

4 検 査

契約担当官の定めた実施要領による。

5 その他の必要事項

5.1 官側支援

この仕様書に定める概念実証を実施する上で、官側の施設等を使用しなければ実施できない場合には、陸幕防衛部防衛課と協議の上、官に申請し、無償で官側の支援を受けることができる。

5.2 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た情報及び獲得した知見の取り扱いについては、陸幕防衛部防衛課と協議の上、適切に管理するものとする。

6 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

表5-ソフトウェアライセンス一覧（記載例）

[illegible]

附属書 A (規定) 機能及び性能

A.1 適用範囲

この附属書は、概念実証に向けて設計する組み立て式 UAV の機能及び性能を規定する。

A.2 目的

契約相手方が行う、概念実証に関する実施計画書及び成果報告書作成に必要な情報をまとめ、作成に当たり資料とする目的をもつ。

A.3 一般的要求事項

契約相手方は、実施計画書及び成果報告書作成にあたり、この附属書で規定される項目を網羅する設計計画を立案し、実施計画書に反映させ、成果報告書において確認を受けた後、陸幕防衛部防衛課に提出する。各書類の提出時期は表3及び表4による。

A.4 機体要求事項

- a) この業務委託で設計する機体は、表 A.1 に示す機能及び性能をもつこと。細部性能等については陸幕防衛部防衛課との相互調整により決定するものとする。
- b) 搭載性能に記載する EO カメラ及び EO/IR カメラは、契約相手方で本契約に適した器材を選定することを基本とし、これによりがたい場合は陸幕防衛部防衛課と調整する。

表 A.1－機体要求事項

番号	機能	性能
1	飛行性能	搭載物搭載時において、15分以上飛行できること。
		着陸パッド等の特別な器材を用いずに垂直離着陸可能であること。
2	型式	飛行用カメラを有すること。
		電動マルチロータであること。
		鋭利な突起物のない構造であること。
		構成部品が組部品として構成されており、特別な工具等を使用せず組み立てが可能であること。
		破損した組部品の交換が特別な工具等を使用せず可能であること。
3	搭載性能	以下の搭載物を選択して取り付けできる機構を有すること。 a) EO カメラ b) EO/IR カメラ c) 2リットルペットボトル
		カメラを取り付けた際、パン、チルト、ズーム、撮影モード切替 (EO/IR カメラの場合) 等を遠隔で制御するための機構を有すること。
4	通信性能	操縦機構から機体に対し直接通信により管制できること。
		機体から操縦機構に対し直接通信により映像等伝送できること。
		使用する周波数帯が総務省令にて規定する無人移動体画像伝送システムの規格に合致すること。
5	操作性	FPV で操作できること。
		機動性を優先する飛行方式と安定性を優先する飛行方式との切り替えができること。
		指定地点までの自動飛行及び手動操作への切り替えができること。

表 A.1－機体要求事項（続き）

番号	機能	性能
6	耐環境性	I P 2 4 以上の防塵・防水性能を有すること。
7	電源性能	再充電可能なバッテリーで運用できること。
8	安全性	緊急時に動力源を遠隔で停止できること。
		衝突時に安全に停止できること。
		ロストリンク時に対応できること（設定用端末による事前設定に基づく飛行継続、ホバリング待機、自動帰投等）。
		予備器材に管制移管できること。
9	外部接続性	設定用端末通信用のインタフェースを有すること。

A.5 操縦機構要求事項

この業務委託で設計する操縦機構は、表 A.2 に示す機能及び性能をもつこと。細部性能等については陸幕防衛部防衛課との相互調整により決定するものとする。

表 A.2－操縦機構要求事項

番号	機能	性能
1	遠隔操縦等	機体の遠隔操縦ができること。
		機体のバッテリー状態等の操縦に必要な情報をリアルタイムに遠隔で確認できること。
2	映像表示	機体に搭載した飛行用カメラで取得した映像をリアルタイムにモニタ又はゴーグルに表示し F P V で確認できること。
		飛行用カメラと搭載物のカメラの映像を切り替えて、モニタ又はゴーグルに表示できること。
3	搭載物の操作性	カメラを取り付けた際、パン、チルト、ズーム、撮影モード切替（E O / I R カメラの場合）等を遠隔で操作できること。
4	電源性能	再充電可能なバッテリーで運用できること。
5	外部接続性	設定用端末通信用のインタフェースを有すること。

A.6 設定用端末

この業務委託で設計する設定用端末は表 A.3 に示す機能及び性能をもつこと。細部性能等については陸幕防衛部防衛課との相互調整により決定するものとする。

表 A.3－設定用端末要求事項

番号	機能	性能
1	操作性	機体及び操縦機構の設定に必要な入力装置を有すること。
		機体及び操縦機構と通信し、運用に必要な設定が実施できること。
2	電源性能	一般的な電源ケーブルで給電し運用できること。
		再充電可能なバッテリーで運用できること。
3	訓練性	U A V の操作訓練を実施できること。
4	外部接続性	機体及び操縦機構との通信用インタフェースを有すること。

附属書B
(規定)
技術資料等

B.1 適用範囲

この附属書は、本業務委託において提出する組み立て式UAVの運用制限等に係る技術資料の細部を規定する。

B.2 一般的要求事項

この契約における技術資料は、次による。

B.3 性能等に係る資料

表B.1の内容を網羅した資料を、契約納期までに陸幕防衛部防衛課に提出する。細部については陸幕防衛部防衛課との相互調整により決定するものとする。

表B.1ー技術資料

番号	項目	区分	内容
1	機能・性能	機体に関する情報	機体システムの概要、機能性能、運航制限（搭載物の搭載時及び非搭載時）、組み立てに伴う所要工数（MH）
2		操縦機構に関する情報	操縦機構の概要、機能性能、運用制限
3		設定用端末に関する情報	設定用端末の概要、機能性能、運用制限
4		飛行特性	オペレーターが承知すべき内容
5		悪天候時の飛行に関する情報	運航に影響を及ぼす気象制限
6		離着陸に関する情報	離着陸面の条件
7		通常手順及び緊急手順	規定する手順
8	運用	飛行要領	契約相手方が推奨する飛行要領
9	搭載性能	形態変更	搭載物の変更に伴う所要工数（MH）
		カメラ性能	EOカメラの機能性能及び運用制限 EO/IRカメラの機能性能及び運用制限
		性能向上の余地	搭載装備品の将来の性能向上の余地（開発期間、性能、価格、重量、航続時間への影響等）
10	通信	—	電波試験成績書、無線検査測定結果、無線検査に必要な器材、運航に必要な無線資格
11	保全	通信保全	不時着時等の機体保存データ

表B.1－技術資料（続き）

番号	項 目	区 分	内 容
1 2	補給整備	整 備	飛行前後，不具合発生時，飛行支援及び恒常的な整備に必要な工数（MH），必要な器材，部品及び補用品
		技 術 管 理 及び図書	技術図書の管理要領，整備器材維持管理要領及び支援器材維持管理要領
1 3	資格	－	資格を要する配置
1 4	その他	－	官が別途指示したもの

附属書 C
(規定)
成果報告書作成要領

C.1 適応範囲

この附属書では、成果報告書作成要領について規定する。

C.2 目的

事業成果を明らかにするために契約相手方が作成し、官側へ提出する。

C.3 一般的要求事項

C.3.1 様式等

原則A4サイズ（縦横自由。必要に応じてA3判折り込み可）とし、データについては、Officeドキュメント形式とする。

C.3.2 表紙書式

随意とする。

C.3.3 本文書式

Office Wordで作成する場合の書式は、次による。

- a) 余白 全て20mmとする。
- b) 文字サイズ 10.5ptを基準とする。
- c) フォント MS明朝を基準とするほか、表題等はMSゴシック太文字とする。
- d) 文字数 45文字
- e) 行数 41行

C.4 作成要領

企業等は、組み立て式UAVの量産化に当たり考慮すべき事項について次を基準とし、報告書にまとめ提出する。

C.4.1 概念実証実施時期・場所

概念実証を実施した時期・場所について記載

C.4.2 概念実証実施成果

契約相手方は、組み立て式UAVの量産化に係る概念実証の成果について報告書にまとめ提出する。詳細に含める内容は、次を基準とし、官側から指定された場合は、一部を省略することができる。

a) 汎用規格化検討

- 1) 組み立て式UAVの各組部品の組み立て及び交換にかかる工数を低減するとともに、同等品との互換性を向上させるための汎用規格に関する検討
- 2) 搭載物の搭載及び交換にかかる工数を低減するとともに、様々な搭載物への対応を可能とするための汎用アタッチメント等の検討

b) アジャイルな性能改善要領検討

UAV関連技術の進展及びニーズの変化に柔軟に対応し、迅速に組み立て式UAVに反映するための官民の連携体制、改善サイクル、試験要領等の検討

c) 組み立て式UAV向けドローンポートの検討

- 1) 組み立て式UAVの特性に応じたドローンポートの検討
- 2) 組み立て式UAV用ドローンポート製造に向けたロードマップの検討及び開発費用の概算見積

d) 拡張性検討

光ファイバによる有線通信やLTEによる公共回線を用いた通信等、将来のUAVの技術発展を踏まえた機能及び性能の検討

e) 試作機体設計図等

- 1) 試作機体設計図
- 2) 組立・操作手順書（搭載物の交換による重心変化等により必要なパラメータの設定要

領を含む)

3) 試作機体点検手順書 (飛行前後の点検を含む)

f) 市販化検討

- 1) a) から e) までの成果及び検討内容を踏まえた組み立て式UAVの市販化の可否を検討
- 2) 可能と判断する場合, 市販化に向けたロードマップ, 機体 (搭載物を除く) の製造コスト抑制 (20万円以下を目標とする) 要領, 部品・材料の国産品使用比率向上策, 市販化に際してのリスク評価及び市販時の保証範囲等の検討
- 3) 市販化可能な組み立て式UAVの詳細資料 (設計図, 組立手順書, 点検手順書, 性能諸元表及び拡張機能・性能一覧) について作成する。

C.4.3 構成品内訳等

図 C.1 に基づく構成品内訳及び部品表を作成する。

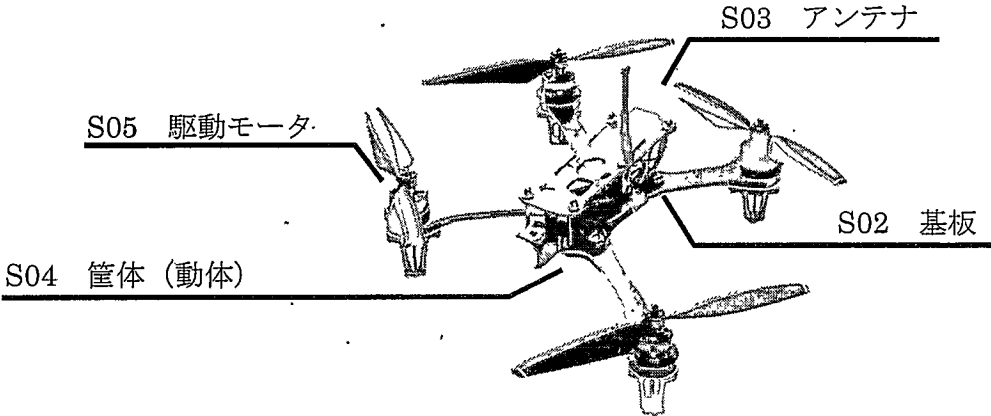
品名	組み立て式 UAV	物品番号	MS-0001	製品名称	組み立て式 UAV	型式：UAV-MOD001				
										
図示番号	型式等	構成区分	品目名	品名・規格等	数量	単位	参考価格	製造国	備考	
S01	MOD-0001	機体	フレーム	—	1	式	10,000	日本	—	
S02	MOD-0002		基板	—	1	式	10,000	米国	—	
S03	MOD-0003		アンテナ	—	1	式	10,000	米国	—	
S04	MOD-0004		筐体（動体）	—	1	式	10,000	日本	—	
S05	MOD-0005		駆動モータ	11V	1	個	5,000	中国	4 個単位	
S11	MOD-0011	操縦機構	制御ソフトウェア	ソフトウェアライセンス	1	式	40,000	日本	—	

図 C.1—組み立て式 UAV 構成部品一覧表及び部品表（記載例）

入 札 書

調 達 要 求 番 号	5L6B1A10019	契約実施計画番号	5K6Z13C00560
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥ (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
組み立て式UAVの汎用規格検討等に関する 概念実証業務委託	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	現地	納入期限(工期)		令和7年12月26日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 9 月 5 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

委 任 状（入札等）

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 清田 哲也 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

担当者名：

連 絡 先：

令和 7 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者